

# 箕輪地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
箕輪町	箕輪地区(三日町、福与)	令和1年11月13日	令和2年3月6日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	235.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	164.3 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	89.1 ha
Ⅰ うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.1 ha
Ⅱ うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	64.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	41.3 ha
(備考)	

④の面積は、「中心経営体一覧」の「今後の農地の引受けの意向」の「経営面積」の合計から「現状」の「経営面積」の合計を差し引いた面積

## 2 対象地区の課題

- ・農業者の高齢化が進む反面、後継者育成が進まない。
- ・耕作放棄地の解消
- ・担い手の分散錯圃の解消。
- ・耕作の効率化の望めない狭隘な農地の利活用。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・担い手を中心に農地の受け手となり、農地を集積し、集約化(分散錯圃の解消)することにより農地の効率利用を図る。
- ・兼業農家、自給的農家についても農地の条件によっては受け手となり農地利用の促進に協力を求める。
- ・新規参入を受け入れ、農地利用の促進を図る。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

- ・不作付農地の担い手への斡旋。
- ・維持管理困難農地の担い手および兼業農家への斡旋。
- ・離農、規模縮小農家の農地の担い手への斡旋。
- ・中山間地直接支払制度の活用による水田農業の継続。
- ・荒廃農地の解消を図り、担い手へ集積。
- ・任意団体(福与の農地を守る会など)との連携による農地の有効活用。

## 5 地域の農業や農地、農的暮らしや自然環境を維持・利活用するための計画・目標

- ・水田利活用の一つとしてソバの栽培を継続する。(計画)
- ・WCSを含めた飼料作物の生産による飼料自給率の向上と水田の利活用。(計画)
- ・中山間地域直接払交付金を活用した水田の維持保全。(計画)
- ・箕輪地区の風土を活かした農産物を生産すること産地化を図る。(目標)
- ・任意団体(福与の農地を守る会など)との連携により農地の利活用を図り、学校給食への食材の提供等産地消の普及。(目標)
- ・冬季湛水移植栽培法(水稻栽培法)の栽培試験と普及の検討。(目標)

## 中心経営体一覧

属性	農業者	現状(単位:ha)		今後の農地の引受けの意向(単位:ha)		
	(氏名・名称)	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
	1	水稲	8.7	水稲	11.9	箕輪
認農法	2	水稲・そば	16.5	水稲・そば	34.5	全地区
認農	3	飼料用作物	7.2	飼料用作物	17.2	北部・箕輪・東箕輪
認農	4	飼料用作物	2.5	飼料用作物	3.5	箕輪
	5	果樹	2.5	果樹	3.4	箕輪
	6	果樹	0.8	果樹	1.4	箕輪
	7	果樹	1.5	果樹	3.1	箕輪
認就	8	果樹	0.6	果樹	0.6	箕輪・東箕輪
	9	水稲	2.0	水稲	2.0	箕輪
	10	水稲	2.5	水稲	5.0	箕輪
	11	水稲	3.6	水稲	3.6	箕輪
	12	水稲	3.8	水稲	3.8	箕輪
	13	水稲	0.9	水稲	0.9	箕輪
	14	水稲	1.9	水稲	2.4	箕輪
	15	水稲	1.8	水稲	4.8	箕輪
	16	水稲	3.6	水稲	3.6	箕輪
計			60.4		101.7	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。